

& LIFE 新収入保障・新総合収入保障・新総合収入保障ワイド・くらしの
応援ほけん 取り扱い開始に伴う代理店向け研修

「障害年金制度について」

日時：令和元年9月3日（火曜）16：00～18：00

場所：あいおいニッセイ同和損害保険(株) 沖縄支店大会議室

主催：三井住友海上あいおい生命保険(株) 沖縄生保支社

担当：オフコース障害年金プラザ
社会保険労務士 中島 隆史(沖縄県社会保険労務士会会員)

障害年金の等級

- 障害基礎年金は、**1級・2級**の障害等級に該当した場合に支給する
- 障害厚生（共済）年金は、**1級・2級・3級**の障害等級に該当した場合に支給する。また3級非該当の場合、障害程度の軽い障害手当金（障害一時金）制度が設けられている
- 身体障害者手帳の等級と、障害年金の等級は一致しない。なぜなら、法律が異なるからである



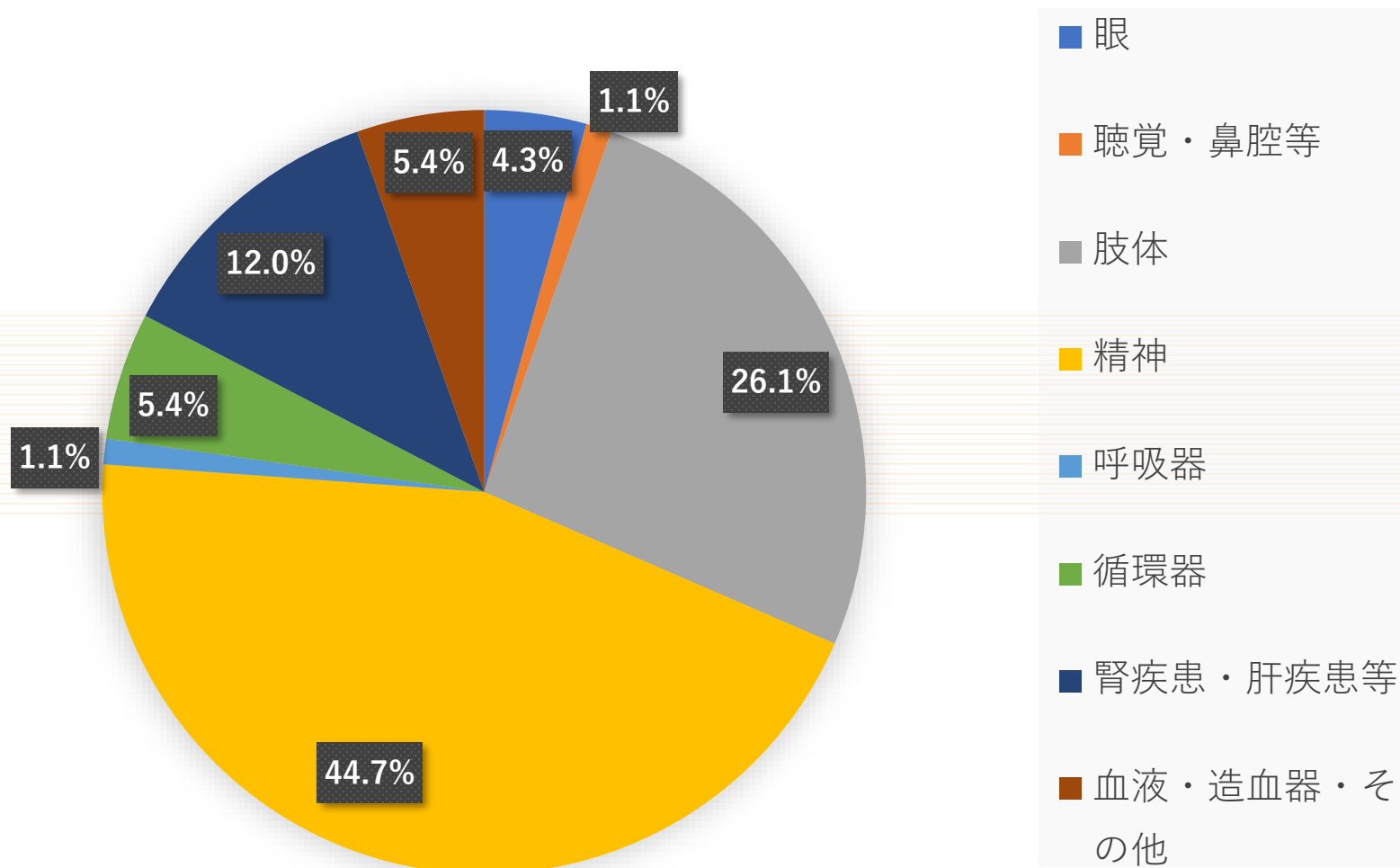
障害等級 (参考)

制度	障害等級	備考
国民年金	第1級、第2級	
厚生年金保険 (共済年金)	第1級～第3級	
労働者災害補償保険	第1級～第14級	第8級から第14級は一時金対象
身体障害者手帳	第1級～第7級	視覚、聴覚、平衡機能障害、音声言語障害またはそしゃく機能障害は6級まで 心臓、腎臓、呼吸器の障害は4級まで。 ぼうこう・直腸機能障害、小腸の機能障害、免疫の機能障害は4級まで 更新は無い
精神障害者保健福祉手帳	第1級～第3級	2年ごとに更新要

対象傷病 ③

障害の区分 (診断書書式)	主な傷病名
精神の障害	老年及び初老性痴呆、その他の老年性精神病、脳動脈硬化症による精神病、頭蓋内感染に伴う精神病、てんかん性精神病、 統合失調症、うつ病、統合失調感情障害、アルコール精神病、知的障害、脳脊髄液減少症による精神病、器質性気分障害、アスペルガー症候群、広汎性発達障害、器質性精神障害、症候性てんかん、社会不安障害、対人恐怖症、双極性障害
呼吸器疾患の障害	肺結核、じん肺、気管支喘息、慢性気管支炎、膜胸、肺線維症、 原発性肺癌、肺気腫

当事務所委託者の傷病別割合



※ 当事務所に委託し、認定された受給権者について集計（平成24年10月から令和元年8月まで）

事後重症による障害年金

- 初診日から1年6か月経った病状では、病状が軽くて障害年金に該当しなかった。しかし、その後に病状が悪化した…。このような場合は**65歳に達する日の前日まで**なら障害年金の請求が可能。これを**事後重症による障害年金の請求**という
- 事後重症による障害年金の請求は、年金請求書を提出した月の**翌月から**支給開始

当事務所受託案件の障害年金認定件数・認定等級

種類・等級	1級	2級	3級	障害手当金 障害一時金	備考
障害基礎年金	7人	16人	—	—	
障害厚生年金	0人	9人	12人	2人	認定日時点3級→現症2級、 認定日時点2級→現症1級 あり
障害共済年金	0人	0人	2人	0人	認定日時点3級→現症2級 あり
合 計	7人	25人	14人	2人	48人

認定日時点・事後重症の内訳

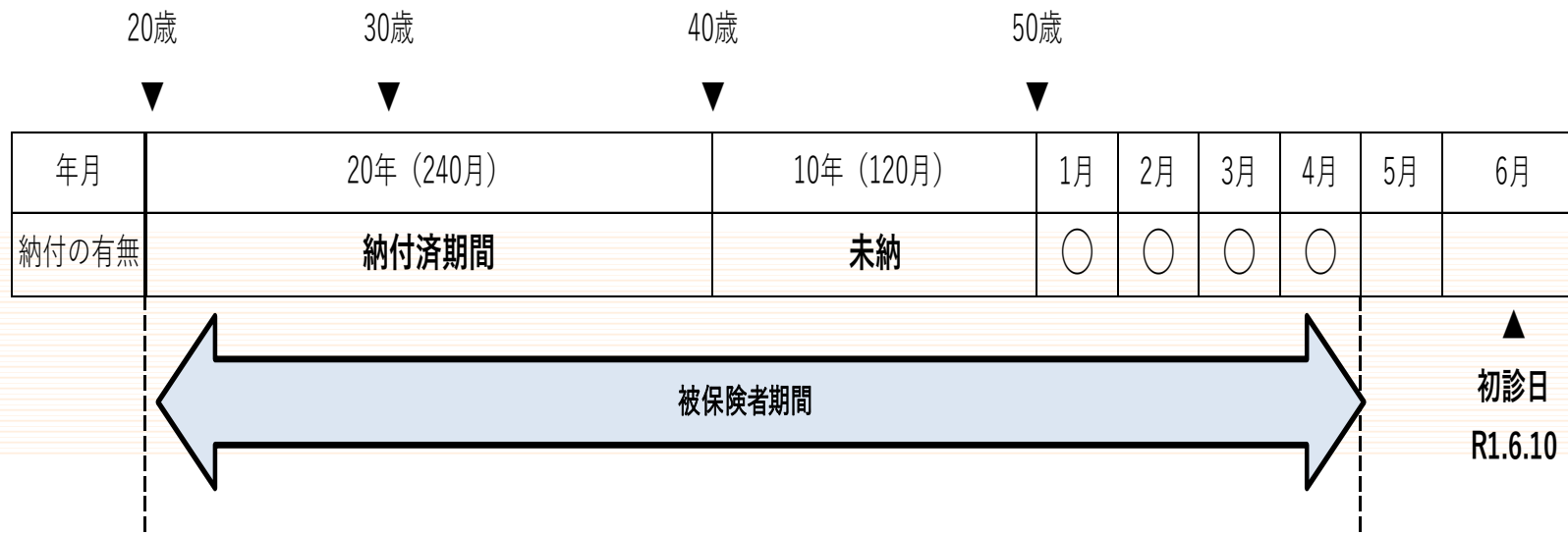
障害認定日時点	17人	認定日特例（初診日から1年6ヶ月経過しなくてもよい）あり
事後重症	29人	

※障害手当金決定の方は含まない

障害年金の手続きは？

- 障害基礎年金や障害厚生年金の障害等級に該当するか否かは、診断書の内容で判断される。診断書の用紙は年金事務所・市町村役場でもらう（ネットからダウンロードできる）
- 診断書は、医師が作成する
- 初診時の病院と診断書を作成する病院が異なる場合は、初診時の病院で「**受診状況等証明書**」を作成してもらう
- 診断書のほか、「**病歴・就労状況等申立書**」を自分で作成する（ネットからダウンロードできる）

保険料納付要件図解（原則）



初診日の前日（R1.6.9）において初診日の前々月までに被保険者期間があるものについては、被保険者期間のうち、保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が3分の2以上ありますので保険料納付要件を満たしています

$$\text{（保険料納付済期間244月} \div \text{被保険者期間364月} \times 100 = \mathbf{67.0\%}$$

$$\mathbf{\dots 66.66\% \text{以上} \quad 3 \text{分の} 2 \text{以上ある）}$$

保険料納付要件図解（特例）

年	H30												H31 (R1)				
月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
納付の有無	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		

▲
初診日
R1.6.10

初診日の前日（R1.6.9）において初診日の前々月までの直近の1年間（12月）に未納期間がないので保険料納付要件を満たしています

（H30.5月～H31.4月までの1年間がすべて保険料納付済になっているため）

障害基礎年金・障害厚生年金の 平均月額

種別	等級	全国平均 月額	当事務所受託案件 平均月額	備考
障害基礎	1級	72,109円	71,853円	子の加算額は除いて います
	2級		65,016円	
障害厚生	2級	102,885円	132,507円	配偶者の加算額は 除いています (うち10人は最低 保障額 49,918 円)
	3級		55,812円	

※ 障害厚生年金1級の金額については省略

※ 全国平均額は、「厚生労働省年金局 H31.3月社会保険事業状況」にて公表されている金額

年金受給権者になった後は

- 障害の認定は、「**永久認定**」と「**有期認定**」がある
- **有期認定**の場合は、「**障害状態確認届**」（白紙の診断書のこと）が送付されるので、提出期限までに医師に作成を依頼し、国（機構）に提出する
- 年金証書に、次回の提出期限が記載されている
- 確認届の提出が遅れた場合、年金が差し止めになるので注意する
- 確認届提出後、等級に変更がなければ年金支給は継続する。等級が変更された場合は支給金額が増減し、または支給停止となることもある（通知が送付される）

※障害基礎年金 受給権者数...1,957,439人、障害厚生年金 受給権者数...437,884人
（障害共済年金は、含まれていません）
（「厚生労働省年金局 H31.3月社会保険事業状況」にて公表されている人数）

障害年金 有期認定・永久認定の内訳

	障害 基礎	障害 厚生 (共済)	合計	備 考
1年以上2年以内 (※)	8人	8人	16人	精神障害14人
2年以上3年以内 (※)	6人	5人	11人	精神障害8人
3年以上4年以内 (※)		2人	2人	肢体障害2人
4年以上5年以内 (※)	2人	2人	4人	人工透析治療中2人、
5年以上6年以内 (※)	3人	3人	6人	人工透析治療中4人、肢 体障害（交通事故）2人
永久認定（更新なし）	3人		3人	肢体障害2人、知的障害 1人
その他	1人	3人	4人	請求月の翌月・翌々月に 本人死亡
合 計	23人	23人	46人	

※障害認定月（事後重症の場合は請求月）の翌月から

※当事務所受託案件についての統計（R1.8.17時点）

社会保険労務士の立場で心掛けていること

- **ルール（法律）の範囲内で請求支援をさせて頂く**
- **権利の上に眠る者は保護しない。義務があることをお伝えする**
- **現実をお伝えすることが本当の親切**

ご清聴ありがとうございました

作成：オフコース障害年金プラザ 社会保険労務士 中島 隆史

住所：宜野湾市宜野湾 1 - 3 - 1

TEL: 0 9 8 - 9 6 3 - 5 8 8 1 FAX: 0 9 8 - 9 9 3 - 5 6 4 7

E-mail: offcourse-plaza@po5.synapse.ne.jp

<http://www.offcourse-plaza.jp>